

第1 我が国の将来の警察捜査の在り方に係る基本的ビジョン（総論）

- 深刻な無罪事件等によって警察捜査に対する国民の信頼が揺らいでいることを踏まえ、取調べの可視化を具体的に実現することを目指す。
- 他方、直ちに取調べの可視化だけを行うとすれば、治安水準を落とすことになるとの懸念をも踏まえ、刑事司法制度全体を視野に入れて検討する必要。
- 我が国では、捜査手法が限られている中で取調べが重要な機能・役割を果たしてきたが、捜査の信頼を損なう重大な無罪事件等も発生しており、取調べを含む捜査の在り方を正面から問う時期。
- 諸外国の制度を単に模倣することは妥当とはいえない。適正手続の保障の下で虚偽自白及び「えん罪」の根絶に向けて最大限かつ不断の努力をしつつ、事案の真相を解明することによって、犯人を的確に検挙・処罰し、治安の維持にも貢献するという現在の我が国の刑事司法制度の基本的な性格は、時代の変化を考慮しながらも、将来においても維持していくことが望ましい。

第2 取調べの可視化及び高度化

1 取調べの可視化

(1) 制度の在り方

取調べの機能・役割	○ 取調べ以外の捜査手法によって、取調べの真相解明機能を完全に代替することは現実には非常に困難。 ○ 無罪事件等の反省、教訓を踏まえると、取調べの機能・役割を基本的には維持しつつも、その適正確保のための取組が不可欠。	
取調べの可視化の目的	可視化の目的は、まずは取調べの状況を客観的に記録し、公判で供述の任意性、信用性等をめぐる争いが生じた場合に、その客観的な記録による的確な判断を可能とすること。ひいては、虚偽自白及び「えん罪」の防止に資する。	
録音・録画の対象・範囲	対象犯罪	まずは裁判員裁判対象事件を対象とすることが適当。
	自白の有無との関係	自白事件だけに限定されるものではないとの方向で考えることが適当。
	対象場面	全過程を一律に録音・録画すべきかについて意見が分かれた。
録音・録画の実施の確保	○ 録音・録画を捜査機関の義務付けとすべきか否かについては、意見が分かれた。 ○ 録音・録画と被疑者の供述調書の証拠能力との関係や録音・録画記録の視聴、使用等の在り方については、慎重な検討が必要。	

(2) 取調べの録音・録画の当面の方向性

現在の警察の試行の内容は十分とは言えないため、拡大すべき。

裁判員裁判対象事件に係る試行の在り方	○ 可視化の目的に照らして広く試行を実施することを基本。 ○ 自白事件に限らず、必要に応じて否認事件等についても試行の対象とするとともに、様々な場面を対象に試行を実施すべき。
知的障害を有する被疑者に係る試行の在り方	罪種を限定せず、裁判員裁判対象事件に係る試行に準じて試行を開始し、可能な限り広く録音・録画を実施すべき。

2 取調べの高度化

- 大量退職時代以降、取調べ技術の伝承が困難となりつつある。
- 諸外国を参考にしつつ、心理学的な手法を導入するなど、取調べの科学化を推進し、全ての警察官が一定レベル以上の取調べ技術を共有できるような仕組みを構築していくことが望ましい。
- 取調べの高度化に併せ、捜査指揮能力の向上を図ることにより、不適正な取調べを排し、虚偽自白及び「えん罪」を防ぐことが不可欠。

第3 捜査手法の高度化

取調べの可視化を実現すると同時に、取調べ及び供述調書への過度の依存から脱却し、科学技術の発展等にも対応するとともに、犯人性の適正な判断や「えん罪」を防止するという観点からも、客観証拠による的確な立証を可能とする捜査手法を速やかに導入する必要。ただし、捜査における有効性だけでなく、国民に対する権利侵害の程度をも考慮した上で、両者のバランスをとることが必要。

DNA型データベースの拡充	自白に依存せずに犯人性の証明や余罪の発見等が可能となるほか、「えん罪」防止の観点からも重要と考えられるため、インフラの充実を始めとするDNA型データベースに係る抜本的な拡充を目指すべき。
通信傍受の拡大	対象罪種の拡大について、必要性・相当性を慎重に検討しつつ、その可否を具体的に検討することが望ましい。また、通信傍受の実効性を担保し、より効果的・効率的な運用を図るための措置についても、速やかに検討を進めることが望ましい。
会話傍受	組織犯罪等に有効と考えられることから、検討の余地があるが、国民の権利・利益を侵害する度合いが高いと考えられることも考慮して、引き続き、検討が必要。
仮装身分捜査	組織性・密行性が高い犯罪における真相解明に資するなどのメリットがあり、おとり捜査の実効性向上の観点からも検討することが望ましい。
量刑減免制度	被疑者等に対して自白のインセンティブを明らかにすることができるため、国民感情に適合するかなども踏まえつつ、検討を進めることが望ましい。
王冠証人制度	組織犯罪の解明等への寄与が期待できるため、検討を進める余地があるが、国民感情との整合性等も考慮しつつ、引き続き、検討が必要。
司法取引	組織犯罪等において早期の真相解明に資すると考えられるが、国民感情に適合するかなども踏まえつつ、引き続き、検討が必要。
刑事免責	組織犯罪の解明等への寄与が期待できるため、検討を進める余地があるが、国民感情との整合性等も考慮しつつ、引き続き、検討が必要。
証人を保護するための制度	諸外国を参考にしつつ、性犯罪の被害者等の証人を保護するための制度について、拡充を図ることが望ましい。
被疑者・被告人の虚偽供述の処罰化	被疑者・被告人が嘘をついたり、不合理な弁解をすることを抑止する上で有効とも考えられるが、黙秘権や弁護権との関係も考慮して、検討することが望ましい。
黙秘に対する推定	取調べの可視化等により黙秘する被疑者が増加するおそれへの対策として検討の余地があるが、黙秘権との関係も考慮して、引き続き、検討が必要。
刑法その他の実体法(刑罰法令)の見直し	刑法の客観化や推定規定の創設等により、犯行の目的等について、供述に依存しない立証を容易にする方向で検討を進めることが望ましい。